

那覇市通所型従前相当サービス及び通所型サービス・活動Aの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱

(平成 29 年 3 月 8 日福祉部長決裁)

(平成 30 年 8 月 8 日福祉部長決裁)

(令和 4 年 9 月 26 日福祉部長決裁)

(令和 6 年 3 月 28 日福祉部長決裁)

(令和 7 年 9 月 3 日福祉部長決裁)

目次

第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)

第 2 章 通所型従前相当サービス

第 1 節 基本方針(第 5 条)

第 2 節 人員に関する基準(第 6 条・第 7 条)

第 3 節 設備に関する基準(第 8 条)

第 4 節 運営に関する基準(第 9 条—第 38 条)

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第 39 条—第 42 条)

第 6 節 基準該当相当従前相当サービスに関する基準(第 43 条—第 46 条)

第 3 章 通所型サービス・活動 A

第 1 節 基本方針(第 47 条)

第 2 節 人員に関する基準(第 48 条・第 49 条)

第 3 節 設備に関する基準(第 50 条)

第 4 節 運営に関する基準(第 51 条)

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第 52 条—54 条)

第 4 章 雑則(第 55 条)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する事業（以下「第 1 号通所事業」という。）のうち通所型従前相当サービス及び通所型サービス・活動 A（以下「通所型サービス」という。）に係る人員、設備及び運営等に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通所型サービス事業者

法第 115 の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者であるものをいう。

(2) 通所型従前相当サービス

第 1 号通所事業のうち介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）140 条の 63 の 6 第 1 号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。

(3) 通所型サービス・活動 A

第 1 号通所事業のうち施行規則第 140 条の 63 の 6 第 2 号に規定する緩和した基準によるサービスをいう。

(4) 利用料

法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する第 1 号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(5) 第 1 号事業支給費基準額

法第 115 条の 45 の 3 第 2 項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定された費用の額（当該額がサービス事業に要した費用の額を超えるときは、サービス事業に要した費用の額とする。）をいう。

(6) 基準該当相当通所型従前相当サービス

施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号ロに規定する基準該当相当通所型従前相当サービスをいう。

(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（通所型サービス事業の一般原則）

第 3 条 通所型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 通所型サービス事業者は、通所型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の第 1 号事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 通所型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 通所型サービス事業者は、通所型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

5 通所型サービス事業者は、法人でなければならない。

(解釈及び運用)

第 4 条 この要綱の規定は、通所型サービス等に関する国の通知等において示された基準の趣旨及び内容に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。

第 2 章 通所型従前相当サービス

第 1 節 基本方針

第 5 条 通所型従前相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 6 条 通所型従前相当サービスの事業を行う者(以下「通所型従前相当サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「通所型従前相当サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第 5 節までにおいて「通所型従前相当サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員

通所型従前相当サービスの提供日ごとに、通所型従前相当サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該通所型従前相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該通所型従前相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 人以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)

通所型従前相当サービスの単位ごとに、専ら当該通所型従前相当サービスの提供に当たる看護職員が 1 人以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員

通所型従前相当サービスの単位ごとに、当該通所型従前相当サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該通所型従前相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該通所型従前相当サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該通所型従前相当サービス事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す

る基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 20 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、通所型従前相当サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第 92 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所型従前相当サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が 15 人までの場合にあっては 1 人以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあっては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 人を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1 人以上

- 2 通所型従前相当サービス事業所の利用定員(当該通所型従前相当サービス事業所において同時に通所型従前相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。)が 10 人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所型従前相当サービスの単位ごとに、当該通所型従前相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該通所型従前相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 人以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービスの単位ごとに、第 1 項第 3 号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第 7 項において同じ。)を、常時 1 人以上当該通所型従前相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型従前相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の通所型従前相当サービスの単位は、通所型従前相当サービスであってその提供が同時に 1 人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所型従前相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第 1 項の生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。
- 8 通所型従前相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型従前相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にっ

いては、指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項から第 6 項まで又は指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項から第 7 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第 7 条 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所型従前相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該通所型従前相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 3 節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第 8 条 通所型従前相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型従前相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第 1 項に掲げる設備は、専ら当該通所型従前相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型従前相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(通所型従前相当サービス事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に通所型従前相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 通所型従前相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型従前相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 95 条第 1 項から第 3 項まで又は指定地域密着型サービス基準第 22 条第 1 項から第 3 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 3 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができ

きる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第23条に規定する運営規程の概要、通所型従前相当サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 通所型従前相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該通所型従前相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 通所型従前相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 通所型従前相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、通所型従前相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第54条において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、通所型従前相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 通所型従前相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提

供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち通所型従前相当サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 6 前項の規定による承諾を得た通所型従前相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 通所型従前相当サービス事業者は、正当な理由なく通所型従前相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 通所型従前相当サービス事業者は、当該通所型従前相当サービス事業所の通常の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な通所型従前相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。)の実施者(以下、「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の通所型従前相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間(施行規則第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者にあつては、被保険者資格及び同号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無)を確かめるものとする。

- 2 通所型従前相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、通所型従前相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第 13 条 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者（施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号に規定する者を除く。）については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 通所型従前相当サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 14 条 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第 30 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第 15 条 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 16 条 通所型従前相当サービス事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画（第 1 号予防支援事業による支援により作成される計画を含む。）を含む以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った通所型従前相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第 17 条 通所型従前相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 18 条 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービスを提供した際には、当該通所型従前相当サービスの提供日及び内容、当該通所型従前相当サービスについて支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第 19 条 通所型従前相当サービス事業者は、第 1 号事業支給費の支払を受けることのできる通所型従前相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型従前相当サービスに係る第 1 号事業支給費基準額から当該通所型従前相当サービス事業者に支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所型従前相当サービス事業者は、第 1 号事業支給費の支払を受けることのできない通所型従前相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型従前相当サービスに係る第 1 号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 通所型従前相当サービス事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、通所型従前相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第 2 号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成 17 年厚生労働省告示第 419 号）の例によるものとする。

- 5 通所型従前相当サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第20条 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに通所型従前相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第21条 通所型従前相当サービス従業者は、現に通所型従前相当サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第22条 通所型従前相当サービス事業所の管理者は、通所型従前相当サービス事業所の従業者の管理及び通所型従前相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 通所型従前相当サービス事業所の管理者は、当該通所型従前相当サービス事業所の従業者に第1節から第5節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第23条 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所型従前相当サービスの利用定員
- (5) 通所型従前相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 24 条 通所型従前相当サービス事業者は、利用者に対し適切な通所型従前相当サービスを提供できるよう、通所型従前相当サービス事業所ごとに従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービス事業所ごとに、当該通所型従前相当サービス事業所の従業員によって通所型従前相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービス従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該通所型従前相当サービス事業者は、全ての通所型従前相当サービス従業員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険施行令（平成 10 年政令第 412 号）

第 3 条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 通所型従前相当サービス事業者は、適切な通所型従前相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所型従前相当サービス従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第 25 条 通所型従前相当サービス事業者は、利用定員を超えて通所型従前相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第 26 条 通所型従前相当サービス事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する通所型従前相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービス従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

- 3 通所型従前相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第 27 条 通所型従前相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的な防災計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 2 通所型従前相当サービス事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
 - 3 通所型従前相当サービス事業所は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

- 第 28 条 通所型従前相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 通所型従前相当サービス事業者は、当該通所型従前相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、通所型従前相当サービス従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 通所型従前相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

- 第 29 条 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービス事業所の見やすい場所に、第 23 条に規定する運営規程の概要、通所型従前相当サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。
- 2 通所型従前相当サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該通所型従前相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。
 - 3 通所型従前相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第 30 条 通所型従前相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 通所型従前相当サービス事業者は、当該通所型従前相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 通所型従前相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第 31 条 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第 32 条 通所型従前相当サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 33 条 通所型従前相当サービス事業者は、提供した通所型従前相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 通所型従前相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。

(地域との連携)

第 34 条 通所型従前相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 通所型従前相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所型従前相当サービスに関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所型従前相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所型従前相当サービスの提供を行うよう努めな

なければならない。

(事故発生時の対応)

第 35 条 通所型従前相当サービス事業者は、利用者に対する通所型従前相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 通所型従前相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 通所型従前相当サービス事業者は、利用者に対する通所型従前相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 通所型従前相当サービス事業者は、第 8 条第 4 項の通所型従前相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第 36 条 通所型従前相当サービス事業者は、当該通所型従前相当サービス事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、通所型従前相当サービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 通所型従前相当サービス従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第 37 条 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、通所型従前相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第 38 条 通所型従前相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 通所型従前相当サービス事業者は、利用者に対する通所型従前相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 通所型従前相当サービス計画
- (2) 第 18 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第 40 条第 9 号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第 20 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第 33 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第 35 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所型従前相当サービスの基本取扱方針)

第 39 条 通所型従前相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 通所型従前相当サービス事業者は、自らその提供する通所型従前相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 通所型従前相当サービス事業者は、前項の評価を行う際は、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。
- 4 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 5 通所型従前相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 6 通所型従前相当サービス事業者は、通所型従前相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所型従前相当サービスの具体的取扱方針)

第 40 条 通所型従前相当サービスの方針は、第 5 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所型従前相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 通所型従前相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型従前相当サービスの目標、当該目標を達成するた

めの具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した旧介護予防通所介護相当サービス計画を作成するものとする。

- (3) 通所型従前相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 通所型従前相当サービス事業所の管理者は、通所型従前相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 通所型従前相当サービス事業所の管理者は、通所型従前相当サービス計画を作成した際には、当該通所型従前相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 通所型従前相当サービスの提供に当たっては、通所型従前相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 通所型従前相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 通所型従前相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 通所型従前相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 通所型従前相当サービス事業所の管理者は、通所型従前相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型従前相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所型従前相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型従前相当サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (12) 通所型従前相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) 通所型従前相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型従前相当サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する通所型従前相当サービス計画の変更について準用する。

(通所型従前相当サービスの提供に当たっての留意点)

第 41 条 通所型従前相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 通所型従前相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第 30 条第 7 号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、通所型従前相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 通所型従前相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 通所型従前相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第 42 条 通所型従前相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 通所型従前相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 通所型従前相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 通所型従前相当サービス事業者は、サービスの提供を行っている場合においても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じたときその他必要なときは、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第 6 節 基準該当相当通所型従前相当サービスに関する基準

(従業員の員数)

第 43 条 基準該当相当通所型従前相当サービスに該当する通所型従前相当サービス又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所型従前相当サービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当相当通所型従前相当サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当相当通所型従前相当サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業員

(以下この節において「通所型従前相当サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員

基準該当相当通所型従前相当サービスの提供日ごとに、当該基準該当相当通所型従前相当サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該基準該当相当通所型従前相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当相当通所型従前相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1人以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護職員

基準該当相当通所型従前相当サービスの単位ごとに、専ら当該基準該当相当通所型従前相当サービスの提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員

基準該当相当通所型従前相当サービスの単位ごとに、当該基準該当相当通所型従前相当サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当相当通所型従前相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当相当通所型従前相当サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該基準該当相当通所型従前相当サービス事業者が基準該当相当通所型従前相当サービスの事業と基準該当相当通所介護(指定居宅サービス等基準第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当相当通所型従前相当サービス又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1人以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1人以上

2 基準該当相当通所型従前相当サービス事業所の利用定員(当該基準該当相当通所型従前相当サービス事業所において同時に基準該当相当通所型従前相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当相当通所型従前相当サービスの単位ごとに、当該基準該当相当通所型従前相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当相当通所型従前相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1人以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基準該当相当通所型従前相当サービス事業者は、基準該当相当通所型従前相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看

護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時 1 人以上当該基準該当相当通所型従前相当サービスに従事させなければならない。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当相当通所型従前相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の基準該当相当通所型従前相当サービスの単位は、基準該当相当通所型従前相当サービスであってその提供が同時に 1 人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当相当通所型従前相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 基準該当相当通所型従前相当サービスの事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 106 条第 1 項から第 5 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第 44 条 基準該当相当通所型従前相当サービス事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当相当通所型従前相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当相当通所型従前相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第 45 条 基準該当相当通所型従前相当サービス事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当相当通所型従前相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 生活相談を行う場所

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該基準該当相当通所型従前相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当相当通所型従前相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 基準該当相当通所型従前相当サービスの事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第108条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準をもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第46条 9条から18条まで、並びに第2章第1節、第4節(第19条第1項を除く)及び前節の規定は、基準該当通所型従前相当サービスの事業について準用する。

第3章 通所型サービス・活動A

第1節 基本方針

第47条 通所型サービス・活動Aは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な体操等の機能訓練等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第48条 通所型サービス・活動Aを行う者(以下「通所型サービス・活動A事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「通所型サービス・活動A事業所」という。)ごとに置くべき従事者の員数は、通所型サービス・活動Aの単位ごとに、当該通所型サービス・活動Aを提供している時間帯に従事者(専ら当該通所型サービス・活動Aの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービス・活動Aを提供している時間数で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

- 2 通所型サービス・活動A事業者は、通所型サービス・活動Aの単位ごとに、前項の従事者を、常時1人以上当該通所型サービス・活動Aに従事させなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービス・活動Aの単位の従事者として従事することができるものとする。
- 4 前3項の通所型サービス・活動Aの単位は、通所型サービス・活動Aであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 通所型サービス・活動A事業者が、指通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者

又は通所型従前相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス・活動Aの事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は通所型従前相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで、指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで又は第6条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第49条 通所型サービス・活動A事業者は、通所型サービス・活動A事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、通所型サービス・活動A事業所の管理上支障がない場合は、当該通所型サービス・活動A事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第50条 通所型サービス・活動A事業所には、機能訓練室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービス・活動Aの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の機能訓練室は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら通所型サービス・活動Aの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービス・活動Aの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（通所型サービス・活動A事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に通所型サービス・活動A以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 通所型サービス・活動A事業者が、指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は通所型従前相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス・活動Aの事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は通所型従前相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで、指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで又は第8条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(記録の整備)

第 51 条 通所型サービス・活動 A 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 通所型サービス・活動 A 事業者は、利用者に対する通所型サービス・活動 A の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 通所型サービス・活動 A 計画

(2) 第 54 条の規定において準用する第 18 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 53 条第 9 号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第 54 条の規定において準用する第 20 条に規定する市への通知に係る記録

(5) 第 54 条の規定において準用する第 33 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第 54 条の規定において準用する第 35 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所型サービス・活動 A の基本取扱方針)

第 52 条 通所型サービス・活動 A は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 通所型サービス・活動 A 事業者は、自らその提供する通所型サービス・活動 A の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 通所型サービス・活動 A 事業者は、当該通所型サービス・活動 A 事業者に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。

4 通所型サービス・活動 A 事業者は、通所型サービス・活動 A の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

5 通所型サービス・活動 A 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

6 通所型サービス・活動 A 事業者は、通所型サービス・活動 A の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所型サービス・活動Aの具体的取扱方針)

第 53 条 通所型サービス・活動Aの方針は、第 47 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所型サービス・活動Aの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 通所型サービス・活動A事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービス・活動Aの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス・活動A計画を作成するものとする。
- (3) 通所型サービス・活動A計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 通所型サービス・活動A事業所の管理者は、通所型サービス・活動A計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 通所型サービス・活動A事業所の管理者は、通所型サービス・活動A計画を作成した場合は、当該通所型サービス・活動A計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 通所型サービス・活動Aの提供に当たっては、通所型サービス・活動A計画を作成した場合は、当該通所型サービス・活動A計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 通所型サービス・活動Aの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 通所型サービス・活動Aの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 通所型サービス・活動Aの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 通所型サービス・活動A事業所の管理者は、通所型サービス・活動A計画を作成した場合にあっては当該通所型サービス・活動A計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービス・活動A計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所型サービス・活動A計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、

少なくとも1回は、当該通所型サービス・活動A計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとし、通所型サービス・活動A計画を作成していない場合にあってはサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するものとする。

(12) 通所型サービス・活動A事業所の管理者は、モニタリングを行った場合は、当該モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(13) 通所型サービス・活動A事業所の管理者は、モニタリングの結果又は第11号の規定による報告の内容を踏まえ、必要に応じて通所型サービス・活動A計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する通所型サービス・活動A計画の変更について準用する。

（準用）

第54条 第9条から第37条まで、第41条及び第42条の規定は、通所型サービスAの事業について準用する。この場合においてこれらの規定中「通所型従前相当サービス事業者」とあるのは「通所型サービス・活動A事業者」と、「通所型従前相当サービス」とあるのは「通所型サービス・活動A」と、「通所型従前相当サービス事業所」とあるのは「通所型サービス・活動A事業所」と、第35条第4項中「第8条第4項」とあるのは「第50条第4項」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4章 雑則

第55条 通所型サービス事業者及び通所型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 通所型サービス事業者及び通所型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によ

って認識することができない方法をいう。)にすることができる。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和 4 年 9 月 26 日から施行する。

(虐待の防止に関する経過措置)

2 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の那覇市旧介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービス A の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱(以下「新要綱」という。)第 3 条第 3 項及び第 38 条(新要綱第 48 条及び第 56 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新要綱第 25 条(新要綱第 48 条及び第 56 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

3 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新要綱第 29 条(新要綱第 48 条及び第 56 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新要綱第 29 条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)

4 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新要綱第 30 条第 2 項(第 48 条及び第 56 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新要綱第 26 条第 3 項(新要綱第 48 条及び第 56 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

付 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(重要事項の掲示に関する経過措置)

2 施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、第 31 条第 3 項（第 48 条及び第 56 条において準用する場合を含む。）中「旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

付 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 3 日から施行する。